

徐行



神戸ドライバーズサポート

神戸・芦屋・西宮 ベーバードライバー出張教習 企業向け研修・講習

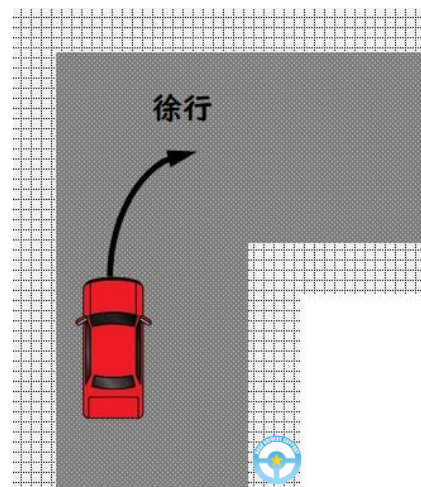
徐行すべき場所 (道路交通法 第42条)

①道路標識がある場所

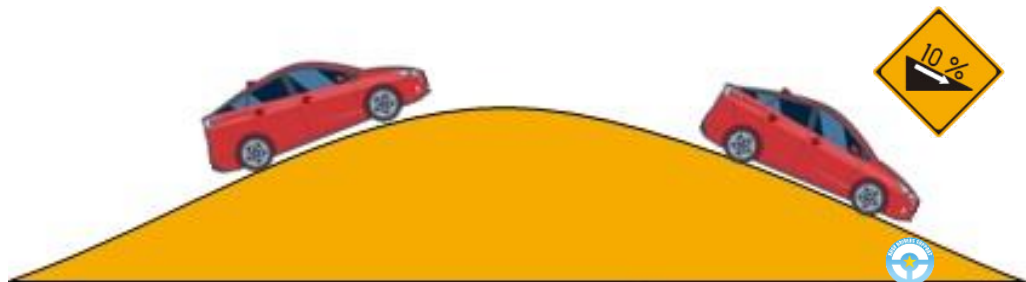


車と路面電車は、徐行しなければなりません

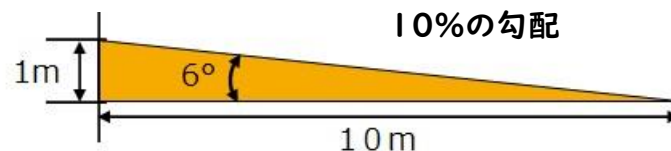
②道路の曲がり角付近



③上り坂の頂上付近や勾配の急な下り坂



Point!!! 勾配が急とは、概ね10%以上の勾配の急な坂をいいます



④左右の見通しのきかない交差点



Point!!

信号などによる交通整理が行われている場合や、優先道路を通行している場合は、徐行しなくてもよい

徐行しなければならない場合

① こどもや身体の不自由な方など以下の方のそばを通行するとき

一時停止又は徐行

・車いすで通行している場合



・こどもが一人で歩いている場合



こどもとは、13歳未満をいいます



・白か黄の杖を持った人が歩いている場合



・通行に支障のある高齢者や身体に障害がある方などが歩いている場合



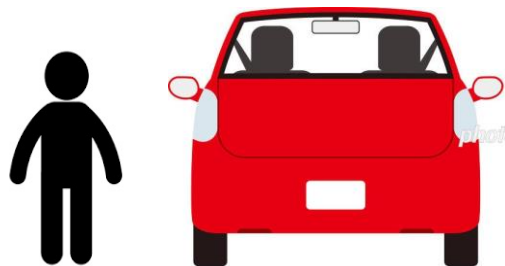
・盲導犬を連れた人が歩いている場合



(道路交通法 第71条第2号・第2の2号)

② 歩行者などの側方を通行するとき、
安全な間隔がとれないとき

徐行



Point!!!

- ・対象者の年齢
- ・対面で近づくか、後方から近づくか
などによって安全間隔は異なります

(道路交通法 第18条第2項)

③ 水たまりやぬかるみの場所を通行
するとき

泥はねなどの禁止



他人に泥や水をかけないようにしなければなりません



Point!!!

「他人に」とは、人だけでなく、家屋や商品なども含みます

(道路交通法 第71条第1号)

④ 許可を受けて歩行者用道路を通行するとき

歩行者専用の標識

(道路交通法 第8条第2項・第9条)

(道路交通法施行令 第6条)



原則、車は通行できません

例外として、特に通行を認められた車などは、通行できます

- ・沿道に車庫を持つ車
- ・身障者輸送車
- ・貨物集配車など



禁止除外車

- ・緊急自動車
- ・郵便車
- ・清掃車など

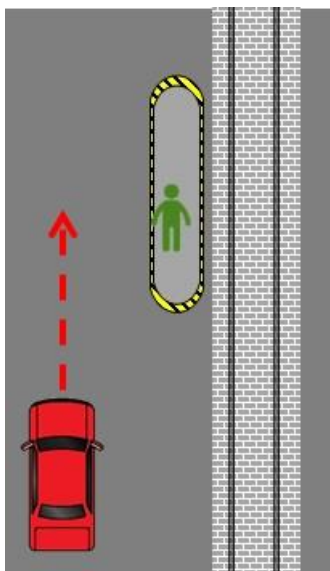


許可なく通行できません

上記の車は、歩行者がいなくても徐行しなければなりません

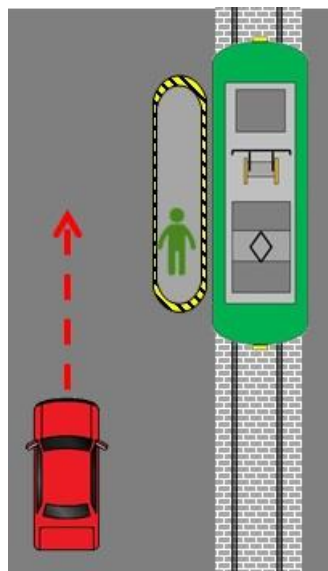
⑤ 歩行者のいる安全地帯の側方を通過するとき

(道路交通法 第71条第3号)

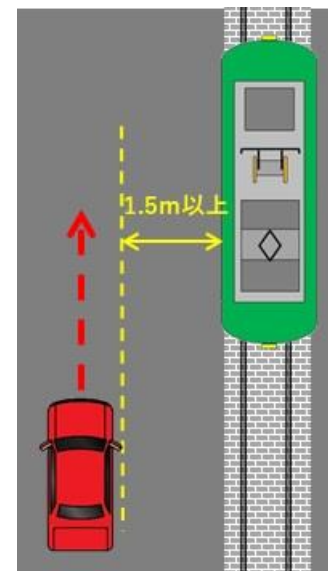


⑥ 停止中の路面電車の側方を通過するときで

(道路交通法 第31条)



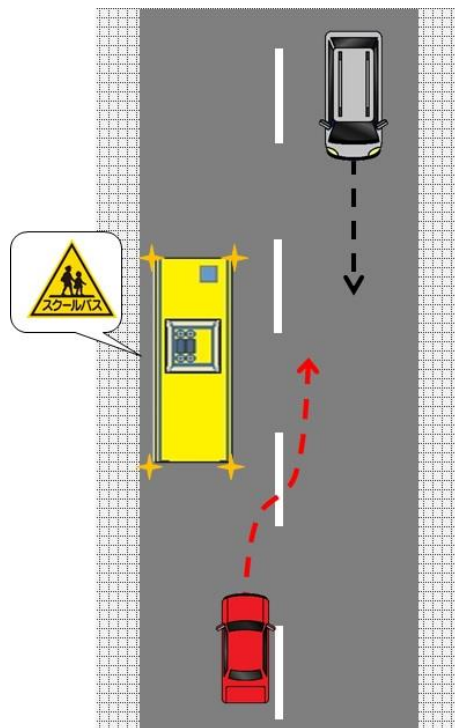
安全地帯があるとき



安全地帯のない停留所で
・乗客がない
・1.5m以上の間隔があるとき

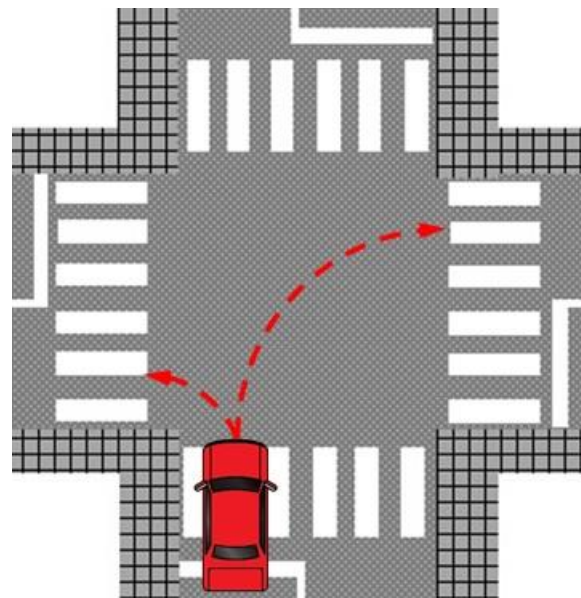
⑦ 児童、幼児などの乗降のため
停止中の通学通園バスの側方
を通過するとき

(道路交通法 第71条第2の3号)



⑧ 交差点で右左折するとき

(道路交通法 第34条)



⑨ 優先道路または広い道路に入ろうとするとき (道路交通法 第36条第2項・第3項)

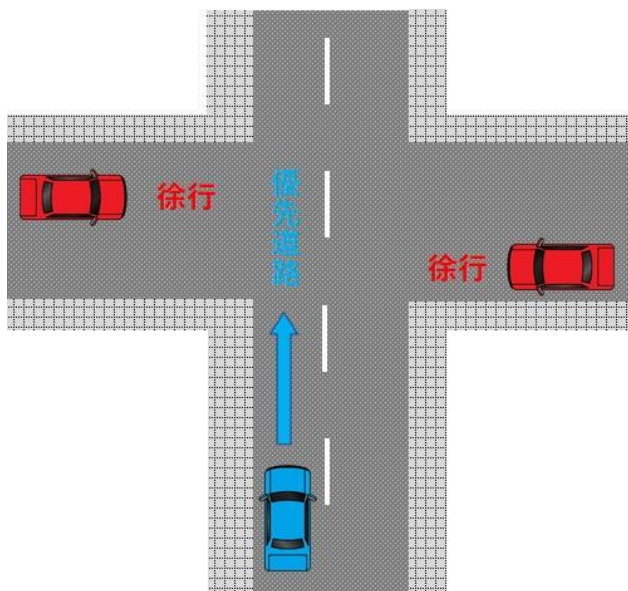
優先道路の標識



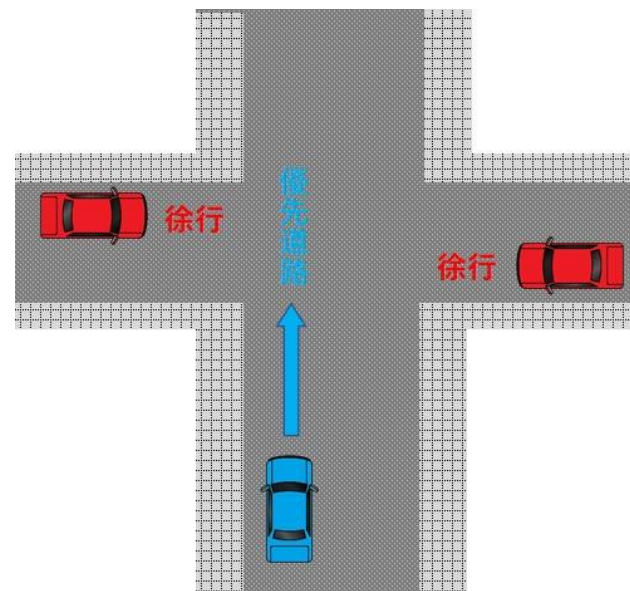
優先道路であることを示しています

標識等がないとき

交差点の中まで中央線の標示がある道路



道幅が明らかに広い道路



出張ペーパードライバー講習については

神戸ドライバーズサポート

検索



で、ご確認ください

<https://www.kobe-drivers-support.com/>



神戸ドライバーズサポート

神戸・芦屋・西宮 ペーパードライバー出張教習 企業向け研修・講習